

第20回八頭町きらめき祭イベント業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
第20回八頭町きらめき祭イベント業務
- (2) 業務の目的等
町内の各種団体等が相互に協力し郷土芸能や特産品の販売等を行うことにより町民のふれあいや一体感の醸成を図るとともに、イベントを通して地域の活性化に寄与することを目的とする。
- (3) プロポーザルの方式
公募型プロポーザル方式
- (4) 業務内容
第20回八頭町きらめき祭イベント業務仕様書（別紙1）に示す内容とする。
- (5) 履行場所
鳥取県八頭郡八頭町奥谷地内（郡家運動場）
- (6) 履行期間
契約締結した日からきらめき祭開催翌日まで
- (7) 発注者
八頭町きらめき祭実行委員会 実行委員長 岩見一郎
- (8) 担当課
八頭町役場 商工観光室
〒680-0495 鳥取県八頭郡八頭町船岡 539 番地
電話：0858-72-0144 F A X：0858-73-0290
E-mail: syoukou-kankou@town.yazu.tottori.jp

2 参加資格

公募型プロポーザルの参加資格を有するものは、次の項目全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第172号）にもとづく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと八頭町が認めた者を除く。）でない者。
- (3) 八頭町内または鳥取県東部に事業所の本店または支店等がある者。
- (4) 過去3年間の同等のイベントの実績があること。

3 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。

なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和8年5月13日（水）午後5時
※持参の場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
1の（8）に定める担当課
- (3) 提出書類
①参加表明書（様式第1号） 1部
②参加者の過去3年間の業務実績書（任意様式） 1部
③登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたものに限る。） 1部
- (4) 提出方法
持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）
- (5) その他
登記事項証明書は原本の提出とするが、返却を希望する場合は提出時に申し出ること。担当課で複写後、返却する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

4 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

- (1) 質問の内容 本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間 令和8年4月28日(火)から令和8年5月8日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 質問書(様式第2号)による電子メールまたはFAXでの提出に限る。(受付期間必着のこと。)
- (4) 送信先 1の(8)に定める担当課あてメールアドレスまたはFAX番号
- (5) 回答方法 担当課が受付期間終了後2日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)以内を目処に質問者あてに電子メールもしくはFAXにて回答する。なお、参加表明書を提出したすべての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答について参加表明書を提出したすべての者に通知する。

5 企画提案書等の提出期限、場所及び提出方法

参加表明書を提出した者は、特段の事情がない限り次のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月20日(水)午後5時
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所 1の(8)に定める担当課
- (3) 提出書類 ①企画提案書(A4縦)20部
②費用見積書(消費税額を明記すること) 1部
※費用見積書は事業実施に必要な経費について、それぞれの費用ごとの内訳がわかるように記載すること
- (4) 提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期限必着のこと。)
- (5) その他 提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 提案内容に関するプレゼンテーション

次により提案内容に関するプレゼンテーションを行う。

なお、提案者が5社以上の場合、提案書による一次選考を行う。その場合、選考結果については別途通知する。

- (1) 実施日時 令和8年5月25日(月)午後6時～(予定)
- (2) 実施場所 八頭町役場 本庁舎 大会議室
- (3) 説明者 2名以下とする
- (4) その他 時間等詳細については別途通知する

7 審査、評価及び選定について

企画提案書等の審査、評価及び選定は、第20回八頭町きらめき祭イベント業務公募型プロポーザル審査要領により行う。

8 その他

- (1) 本件に係る費用負担
企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出にあたっての留意事項
 - ア 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送による場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、発注者はその責めを負わない。提出者は、配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。
 - イ 理由を問わず、参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
 - ウ 企画提案書等の作成にあたっては、第20回八頭町きらめき祭イベント業務仕様書(別

紙1)の内容を確認のうえ、作成すること。

- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書等
提出された参加表明書又は企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の取扱い
 - ア 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
 - イ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (5) 担当課からの疑義照会及び追加資料
提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、担当課から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 契約手続等
選定した提案者との契約手続及び契約書は、発注者の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

9 添付資料

別紙1 第20回八頭町きらめき祭イベント業務仕様書

別紙2 第20回八頭町きらめき祭イベント委託内容内訳書